

PCB廃棄物（使用中含む）の期間内の処分をお願いします！

～高濃度PCB廃棄物・使用製品の処分の期限が迫っています～

安定器、変圧器・コンデンサー等を保管・使用している場合は、PCBが含まれている可能性がありますので確認をお願いします。

安定器の場合

処分期限：令和5年3月31日まで **最終年度**

- ・昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物で、古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。
- ・以前に建物から取り外し、倉庫などに保管されていないかも確認してください。

銘板からPCB使用安定器かどうかを確認

該当

使用中：「**高濃度**PCB使用製品」
廃止後：「**高濃度**PCB廃棄物」

該当せず

PCBは含有されていません。ただし、耐用年数を過ぎている照明器具は速やかに交換し、廃棄物として適正に処分してください。



安定器



銘板

※一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBは使用されていません

変圧器・コンデンサー等の場合

処分期限：（高濃度）令和4年3月31日まで（期間終了）
（低濃度）令和9年3月31日まで

- ・自家用電気工作物内にPCBが含有するものが設置されている場合があります。電気管理技術者に確認して、適切に対応してください。
- ・以前に電気工作物から取り外し、倉庫などに保管されていないかも確認してください。
- ・万が一、変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物・使用製品を発見した場合は、至急ご連絡ください。

汚染物等の場合

処分期限：（高濃度）令和5年3月31日まで **最終年度**
（低濃度）令和9年3月31日まで

- ・PCB濃度を測定し、確認してください。

処分期間を見据えて、早期の処分が必要です！

<処分期間を過ぎると事実上処分できなくなり、罰則もあります>

石川県資源循環推進課：TEL076-225-1474（事業場が金沢市以外）
金沢市ごみ減量推進課：TEL076-220-2521（事業場が金沢市内）